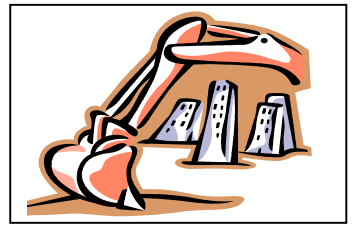


# 建築物の解体工事を行う場合 近隣の方への事前周知が必要になります



建築物の解体工事に伴う騒音・振動などに関するトラブルの防止のため、「東京都北区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱」を制定し、解体床面積80平方メートル以上の建築物の解体工事を行う場合においての近隣住民に事前周知するための標識の設置と近隣住民への説明を求めています。

## ■ 要綱の概要

	木造建築物の解体工事	木造建築物以外の解体工事
対象となる解体工事	解体床面積の合計が <b>80㎡以上の建築物</b> の解体工事	
事前周知の標識設置時期	工事開始日の <b>15日前</b> まで	工事開始日の <b>30日前</b> まで
標識設置の報告	標識設置後 <b>5日以内</b>	
近隣説明会等の実施	工事開始日の7日前までの適切な時期	
近隣説明会等の報告	工事開始日の前日まで	
近隣説明会等の範囲	解体建築物の敷地境界線から <b>10m又は建築物の高さの水平距離</b> のうちどちらか広い範囲	
説明すべき事項	①解体建築物の規模・構造 ②解体建築物の位置及び隣接建築物との位置関係の概要 ③工期、解体方法、作業時間及び作業内容等 ④安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する防止対策 ⑤資材、廃材等の搬出経路、工事車両の通行経路 ⑥アスベスト等の有害物質の調査及び処理対策	

## ■ 問い合わせ先（申請窓口：第二庁舎3階⑨番窓口）

東京都北区まちづくり部住宅課建築調整担当 電話（直通3908-9201）

## ■ その他解体工事に関連する窓口

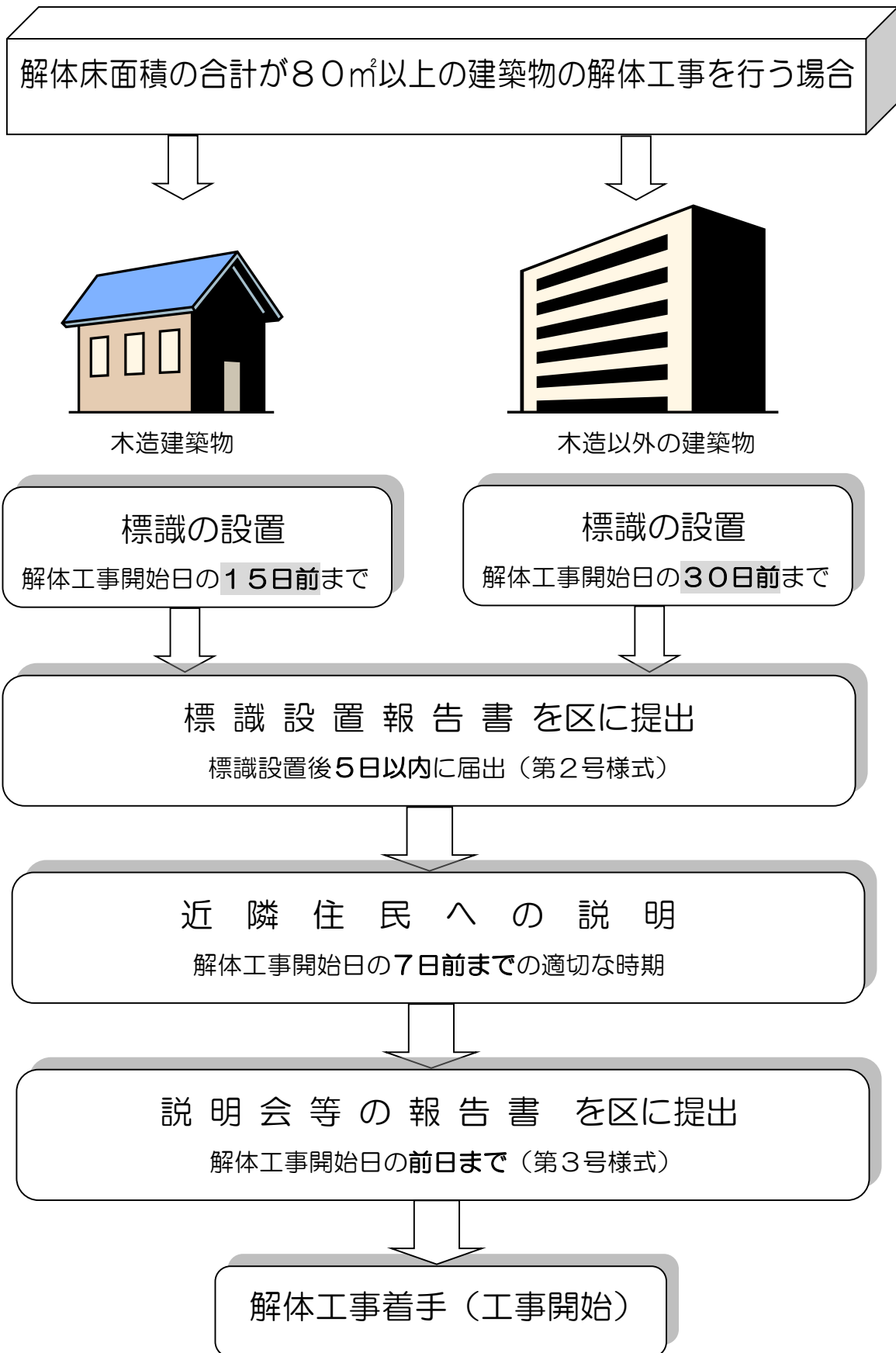
特定建設作業等による届出	環境課環境規制調査係（3908-8611）
吹き付け石綿除去工事に関する届出	//
解体工事における振動・騒音などの相談	//
建設リサイクル法による届出	建築課 監察担当（3908-9196）

## ■ 注意事項

ネズミ等の駆除を行ってから解体工事に着手してください  
〔相談先〕 北区保健所 生活衛生課 環境衛生（3919-0720）



## 発注者等の手続



◆標識や届出様式は、北区役所住宅課ホームページから、ダウンロードできます。